

令和4年度第1回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会議事概要

- 1 開催日時 令和4年7月25日(月)14:00~16:30
開催場所 高知県立県民文化ホール4階第6多目的室
出席者 委員4名(玉里委員長、濱口委員、前田委員、常光委員)
- 2 議事内容 (1) 強い農業づくり総合支援交付金について
産地生産基盤パワーアップ事業について
(2) 環境保全型農業直接支払交付金について
(3) 多面的機能支払交付金について
(4) 中山間地域等直接支払交付金について
- 3 議事概要 ※■委員の質問・意見 □事務局の回答
(1) 強い農業づくり総合支援交付金について
産地生産基盤パワーアップ事業について
■強い農業づくり総合支援交付金は4タイプあり、主に産地基幹施設等支援タイプを使用しているとのことだが、他の3タイプで活用状況はどうか。
□農業支援サービス事業支援タイプと生産事業モデル支援タイプは県や市町村を通さない国の直接採択で、国がHPで直接募集等する。国と事業者の間で直接対応のため、把握できていない。卸売市場等支援タイプは流通事業者や卸売り市場が実施主体となる。当課で主に対応しているJAや農業者が実施主体となる事業とは異なるため、十分に把握できていない。
■産地生産基盤パワーアップ事業のエネルギー転換枠について、重油ボイラーからヒートポンプに変えるとのことだが、ヒートポンプは電気を使うということか。経費削減にもなるのか。また、今まであまり導入はなかったのか。
□ヒートポンプは電気で稼働するため、加温栽培での脱炭素の取組である。重油高騰もあるので、ピーマン、ミョウガなどの高夜温作物では重油代と電気代を差し引いたときに経費削減の見込みもある。高知県内の導入は平成25~27年に燃油高騰が発生した際、国の燃油高騰対策もあり県内で導入が進んだ。その後、重油価格が落ち着き、緩やかな導入状況だったが、令和3年から再び燃油高騰となり、再度注目を浴びている。
■SAWACHIについて、ビッグデータを集めて自在に情報出せるようにするという取組は失敗も多い。農家がどのような情報を必要としているのか、よく理解することが大切である。出荷データのみならず、市場データとも結びつけ、市場・消費者の求めているものをタイムリーに理解できることが必要と考えられる。詳細不明のため間違いがあれば申し訳ないが、是非成功させて欲しい。
□SAWACHIは9/21から本格稼働であり、機能として、出荷量、気象、市況、環境データ、機器稼働状況等がわかる。指摘のとおりで、データだけが手元の端末で見えていても、農業者は使い方がわからないこともある。今までも環境測定装置を導入したものの、うまく扱えない農業者もいた。現在は、指導側のスキルアップとして県普及指導員、JA営農指導員を対象にしたSAWACHI活用の演習も行い、指導力・分析力も強化している。個々のデータだけではなく、品目や産地全体を捉え、推進の方向性を示せる指導者の育成も重要であるので、データの収集と両輪で取り組みたい。
■企業参入に対しどのようなアフターフォローをしているか。経営状況は。
□(直接の担当ではないので、不十分な回答となるかもしれないが、)アフターフォローは地域の普及指導員や専門技術員が現地での指導の実施や環境データを共有しながらの支援等を行っている。経営状況はおおむね順調で良いスタートを切れていると思われる。
■専門学校の生徒などにとってデータ駆動農業が憧れの職業になればよいと思う。SAWACHIのようなデータ駆動の一次産業があることを周知・発信できるとよい。

□成果が出てくれば、農業大学校や担い手育成センター等教育機関も含めた外部への発信も行うことで、次世代の農業者育成の機会としたい。

■何度かニラの集出荷場を見学したこともあり、いつも整備している印象があるが、まだ集出荷場は不足しているのか。それとも、メンテナンスや作り替えが必要なのか。

□昔は農業者個人が手でそぐっていたニラの出荷調整が変化してきて、現在は集出荷場に設置したそぐり機で出荷調整を行う流れがある。今回は、2地区で役割分担をしており、黒潮町でそぐり機を用いて出荷調整、四万十町で荷造り、出荷を行うという県内でも初めての取組となっている。県一JAとなったことで、今後も集出荷場の再編が予定されている。

■重要なことはニラ集出荷場の整備によって農業者は儲かるようになるかどうか。また、増産して単価が下がるということはないか。

□現在のニラ生産は出荷調整がボトルネックとなり、面積拡大や作型の選択が制限されている。農業者単位でのそぐり作業がなくなれば経営の自由度が増す。手数料が増える側面はあるものの、自身でそぐり作業を行うか、集出荷場で行うか選べると聞いているので、経営方針に沿って選択ができるのではないかと聞いている。また、今回は、販売額増加の計画となっている。現在、ニラで出荷増による値崩れは聞いていない。

(2) 環境保全型農業直接支払交付金について

■実施市町村数について R1~R3 で 14~18 市町村が取り組んでいるが、県の評価はどうか。

□環境保全型農業直接支払交付金の実績は有機農業に対する取り組みが主であるが、交付金を活用していない有機農家がまだいると思っている。そのため、今後も市町村などを通じて、農業者へ本交付金の積極的な活用を呼びかけていく。

■有機農業については、自分も好きで大変重要なことだと思うが、有機農産物の販売先は十分に確保されているのか。

□経営規模が大きく東京や大阪といった大都市圏の販売先を確保している生産者もいるが、販路確保の問題はある。今後は農産物マーケティング戦略課とも連携してマッチングなどの支援を行うことなどを検討していく予定である。

■昨年策定されたみどりの食料システム戦略を踏まえて、今後の本交付金の予算付けの見通しはあるか。

□みどりの食料システム戦略では、2050年までに有機農業の取組面積を100万haに拡大するといった大きな目標を掲げるなどしており、今後も本交付金を含めみどり戦略に係る予算が継続、拡充して措置されていくと考える。

■有機農産物は高いが、安くするためには生産者を増やす必要があるのか。

□農業はただでさえ気象の影響により収量が左右されるが、有機農業はさらに農薬をしない農業であり、病虫害被害のリスクも高いので、収量が少なくなると価格転嫁をせざるを得ないことも考えられる。

(3) 多面的機能支払制度について

■交付金の収支実績で、支出の返還が多い理由は何か。

□多い理由は農地の転用による返還である。主には宅地転用や高規格道路、携帯基地局の設置といったケースがある。また、交付金を使い切れず、返還する場合や、新型コロナウイルスの影響で活動が思うようにできていないことも影響している。

■返還が多い一方で、制度や取り組みの必要性はあると思うが、予算が少なくなっても実施可能な地域で取り組んでいくのか、広い地域で少しでも有効に使っていただくように推進していくのか、県の考え方は。

□多くの活動組織で活用いただければと考えるが、活動組織によって、交付金が不足している組織もあれば、返還する組織もある状況。本交付金は単価が決まっており、対象農用地に応じて交付金額が確定するため、面積が大きい組織であれば、交付金額も増えていく仕組みとなっており、長寿命化の工事をやりたくてもできない組織もあるのが現状である。

■折角の制度に対する予算なので有効に使った方が良い。予算が残る地域もあれば、一方でもっと取り組みたいが予算がない地域もある場合、例えば県内市町村で満遍なく、バランスも考慮し配分していると思うが、積極的に取り組みたい地域には重点的に配分する方法もあるかと思うので、参考意見として述べさせていただきます。

■以前より活動組織は、高齢化や事務手続きが煩雑となり継続が困難になっている。解決策はないか。

□国への要望を通して、徐々に様式の簡素化は図られている一方で、交付金の不適切使用や目的外使用といった制度の適正な執行が求められ、より厳密になっている側面もある。また、国様式がエクセル等のデータファイルのため、扱える方がいれば良いが、地域の方々だけでは難しい場合は、地域おこし協力隊、集落活動センター、集落支援員、NPO 法人、場合によっては地域の商工会といった委託先の検討を指導している。

■悪用・不正があることで、厳密な管理が必要となり、きちんと頑張っている人の書類作成等に手間がかかることで支援を受けられなくなる。問題があるものの解決できない中で、担当者の大変さは感じる。

■事務の煩雑化だが、多面的機能支払交付金と中山間地域等直接支払交付金で重複している地域の事務はどういった状態なのか。

□正確に把握はしていないが、限られた人数で活動を行っていただいている地域も多く、そういう地域は同じ方が両事業で役職を兼務していたり、事務を行っていると聞いている。

(4) 中山間地域等直接支払交付金について

■東大野集落協定の計画について説明があったが、こうした計画は全ての協定で作成しないといけないのか。

□棚田加算を受けるために必要な計画となっている。棚田地域振興法に基づき、指定棚田地域と認められたのち、どのように振興していくかを田野町指定棚田地域振興協議会として活動計画を作成している。

■中間年評価において、集落戦略の作成状況を問う項目があるが、状況はどうか。

第5期対策から10割単価を受けるための要件が集落戦略の作成となっている。544集落協定のうち、半数程度の協定で作成が必要となっており、令和6年度末までに完成させる必要がある。今年度が5年間の対策の中間年となっており、各協定から市町村へ提出される予定。中間年評価でも、その状況を確認するようになっていたため、遅れが見られる協定に対しては、市町村、県でフォローアップしていく考え。

■東大野が棚田というのは意外である。平場のようにも見えるが。

□棚田地域振興法では、1/20以上の傾斜が求められており、東大野は1/17となっている。安田町と合わせて大野大地は40ヘクタールほどあり、一部耕作放棄になりつつあるところが出始めているが、集落営農組織があり、各個人で保全できなくなった土地を借り受けて、あまり手間がかからないWCS用稲を作付けし耕作放棄を発生させない取り組みがされている。

■東大野集落の特産品はなにか。また、この地形は台地になるのか。

□海岸段丘となっており、昔は海の底だったのが、隆起して、大野台地となっている。東に行けば室戸市の西山台地もある。大野台地はジャガイモが割と多く作付けされており、西山台地はサツマイモなどが作付けされている。加算の達成目標として設定している体験イベントは、田野町の幼稚園児、小学生に実際に収穫体験をしてもらい、カレー作りをしてみたりとか実体験をすることにより、自分が生まれたところの良さを知ってもらい、棚田風景を将来に繋げていきたいと計画している。

■棚田地域振興法での傾斜要件は1/20以上、大野台地は1/17とのことであるが、傾斜の考え方は。

□水平方向に20m進んで1m上がると傾斜1/20となる。1/17は、それより傾斜がきつくなるということ。中山間地域等直接支払制度は、田であれば、1/100以上の傾斜が要件であり、1/20以上となると急傾斜区分になり、単価は、10アール当たり21,000円となる。今回は、さらに棚田加算を受けて、取り組みを発展させていくもの。

■中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄の抑制効果があったと過去の事業評価で聞いている。耕作

放棄発生防止については、状況はどうか。

- 向こう5年間農業生産活動を継続することが事業要件となっている。取り組んでいただいている限りは、耕作放棄にはなっていない。第3期から第4期にかけて協定面積が大きく減少している。向こう5年間の耕作を約束するとなると、農家からしたら自分の歳を考えた時に難しい面がでてくる。第4期までは、返還免除以外で農業生産活動が継続できなくなった場合の遡及返還の対象農用地は、協定農用地全体とされていたが、第5期からは、当該農用地のみに変更され、取り組みやすい内容となっている。そうしたことを周知し、現在取り組んでいただいている6,459ヘクタールの農地が、少しでも次期対策に継続してもらえるよう県としても支援していきたい。
- 耕作放棄との調査突合はしていないが、急傾斜地の割合が減り緩傾斜の農地の割合が増えている。市町村からは協定から外れたからといって即耕作放棄になってはいないと聞いているが、5～10年経過した時に耕作継続は難しいのかもしれない。集落戦略の作成を通じて、協定に入っていない農地をどうしていくかも含めて、地元で話し合いをしていただくようにしており、場合によっては、林地化していくことがあるかもしれない。